

自動車使用合理化指針

第1 趣旨

この指針は、広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号。以下「条例」という。）第74条第1項に規定する特定事業者が、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するために実施する措置等の内容について定めるものとする。

第2 定義

- 1 本指針において「自動車」とは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車、小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。
- 2 本指針において「特定事業者」とは、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年広島県規則第69号。以下「規則」という。）第54条に規定する事業者（自動車使用合理化計画書を提出する日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の前年度の末日に、自動車を50台以上使用する者）をいう。

第3 自動車使用合理化計画書の作成等

1 作成及び提出

特定事業者は、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減させる視点から、条例第74条第1項の規定により自動車使用合理化計画書を作成し、計画期間の初年度の6月30日までに提出するものとする。

2 計画書に記載する事項

自動車使用合理化計画書は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 事業の概要
- (2) 自動車の使用台数
- (3) 自動車の使用合理化及び低公害車等の導入に係る事項

ア 自動車の使用合理化

それぞれの業種及び業態に応じ、次に掲げる手法等により自動車の使用を控えるための事項や自動車の走行量を削減するための事項を定め、実施するものとする。

- (ア) 公共交通機関等の利用の促進
- (イ) 自動車の共同利用等の車両の有効利用
- (ウ) 搬送レートの見直し等の輸送効率の向上

イ 低公害車等の導入

ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、電気自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車等の低公害車等の導入に係る計画を定めること。

- (4) ディーゼル車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項

ディーゼル車を使用する場合は、粒子状物質を減少させる装置の装着に係る計画を定めること。

- (5) 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項

次に掲げる手法等により、自動車の性能の維持を図り、排出ガス量、燃料使用量の抑制を図ること。

- ア エアクリーナーの清掃及び交換
- イ エンジンオイルの適正な選択及び定期的な交換
- ウ 適正なタイヤ空気圧の維持

- (6) 自動車の燃料使用の低減に資する運転に係る事項

次に掲げる手法等により、自動車の運転に際して、燃料使用量等の抑制を図ること。

- ア おたややかな発進

- イ 加減速の少ない運転
- ウ 減速時の早めのアクセルオフ
- エ エアコンの使用を控えめにする
- オ アイドリングストップの実施
- カ 暖気運転は適切に行う
- キ 道路交通情報を活用する
- ク タイヤの空気圧を適正に保つ
- ケ 不要な荷物を積まない

(7) 自動車使用合理化に資する従業員教育に係る事項

(3) から (6) までの事項についての従業員教育に係る内容について定めること。

3 計画の改定

計画期間が満了したとき、又は自動車使用合理化計画書の内容を大幅に変更する必要が生じたときは、自動車使用合理化計画書の改定を行うこととし、計画期間が満了したことによる改定の場合は、計画期間の最終年度の翌年度の6月30日までに、自動車使用合理化計画書の内容を大幅に変更する必要が生じた場合は、改定後速やかに提出するものとする。

4 公表

特定事業者は、自動車使用合理化計画書を事業所への備え付けによる閲覧、インターネットの利用、年次報告書等への書面への掲載その他の適切と認める方法で、自ら公表するものとする。

第4 自動車使用合理化実施状況報告書の作成等

1 作成及び提出

特定事業者は、自動車使用合理化計画書に基づいて実施した措置について記載した自動車使用合理化実施状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の6月30日までに提出するものとする。

2 公表

特定事業者は、自動車使用合理化実施状況報告書を事業所への備え付けによる閲覧、インターネットの利用、年次報告書等への書面への掲載その他の適切と認める方法で、自ら公表するものとする。

第5 書類の提出先

1 自動車使用合理化計画書及び自動車使用合理化実施状況報告書の提出先は、主たる事業所が所在する市町を管轄する厚生環境事務所又は支所とする。ただし、主たる事業所が広島市、呉市及び福山市に所在する事業者は、広島県環境県民局環境保全課に直接提出するものとする。

なお、事業所が広島市内のみに所在する事業者については、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例が適用されるため、県条例の適用は除外するものとする。

2 提出する書類の部数は、規則第78条の規定により、2部（正本1部、副本1部）とする。

第6 経過措置

改正条例の施行前に改正前条例第74条第1項の規定により作成された自動車使用合理化計画書が、この指針に定める内容と同様の内容について記載されている場合は、その自動車使用合理化計画書を提出できることとする。